

令和2年4月見直し予定の基準緩和型通所サービスの利用期間に関するQ&A

NO	種別	区分	質問	回答	適用年月日
1	ミニデイ 運動型	更新判定	利用期間を更新することはできるのか。	<p>【初回利用】</p> <p>サービス事業者は、3か月の利用経過時に基本チェックリストの活用により、利用者の心身の状態を確認し、確認後当該基本チェックリストの写しをいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出する。更新の可否の判定は、いきいき支援センターが行う。事業対象者相当の状態である場合は、利用期間を更新することができる。</p> <p>事業対象者非該当相当の状態である場合は、6か月以降の更新不可とし、残り後半3か月間はサービス終了後の自主的・継続的な取組への支援をする。</p> <p>6か月時の判定においても更新不可判定となった場合はサービス利用終了となる。</p> <p>【継続利用】</p> <p>利用期間の更新は直近3か月。3か月毎の基本チェックリストの活用による判定を行い、初回利用と同じ手順をとる。</p> <p>事業対象者相当→更新可 事業対象者非該当相当→更新不可 更新不可判定が2回連続となった場合はサービス利用終了。</p>	令和2年 4月1日
2	ミニデイ 運動型	更新判定	委託ケースの更新判定は、どこが行うのか、その場合の更新判定の流れはどうなるのか。	<p>委託の場合は、委託を受けた居宅介護支援事業所が更新の判定を行う。</p> <p>判定の流れについては、Q&A(No.1)及び別添1「更新判定と基本チェックリストの流れ」参照</p>	令和2年 4月1日 (R1.12.11 追加)
3	ミニデイ 運動型	ケアプラン 作成	利用期間を更新した場合のケアプランの作成時期はどうなるのか。	<p>【初回利用】</p> <p>6か月のプランを作成。</p> <p>【継続利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランに位置づけられている当該サービスの利用期間終了時の判定結果が、更新可であれば、利用期間6か月のプランを作成。 ※利用期間更新は3か月であるが、次回の判定で更新不可となってもその後の3か月は利用可能であるため、6か月のケアプランに変更する。 ・ケアプランに位置づけられている当該サービスの利用期間終了時の判定結果が、更新不可の場合は利用期間3か月のケアプランに変更する。 <p>※連続して不可の場合を除く</p>	令和2年 4月1日 (R1.12.11 修正)

NO	種別	区分	質問	回答	適用年月日
4	ミニデイ運動型	ケアプラン作成	利用期間を更新した場合、ケアプランは変更するのか。	利用期間の変更のみの場合は、軽微な変更として取り扱うことができる。	令和2年 4月1日 (R1.12.11 追加)
5	ミニデイ運動型	ケアプラン作成	介護予防ケアマネジメント業務の流れにおける「評価期間の見直し」との相関関係はどうか。	更新判定実施時に更新可の判定となった場合、介護予防マネジメント業務における評価を実施する必要はないが、更新判定の結果、サービスの終了(連続で更新不可)の判定となった場合など、計画の変更が必要となった場合には評価の実施が必要となる。	令和2年 4月1日 (R1.12.11 追加)
6	ミニデイ運動型	更新判定	利用期間を更新できるとしたことにより、事業の目的は変わるのか。	事業の目的は変わらず、利用者の心身状態の維持・改善を図り、利用終了後は自主的に継続して介護予防に取り組んでいただけるよう支援することを目指している。	令和2年 4月1日
7	ミニデイ運動型	更新判定	3か月ごとの判定により更新不可となった後、状態の悪化が見られた場合、再利用することはできるか。	当該判定の3か月後に実施する判定において、更新可であれば引き続き利用できる。	令和2年 4月1日
8	ミニデイ運動型	更新判定	利用期間中に事業所を変えた場合の更新判定はどうか。	利用者が更新判定の時期に利用している事業者が基本チェックリストを実施し、利用者の心身の状態を確認後、当該基本チェックリストの写しをいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出する。更新の可否の判定は、いきいき支援センターが行う。	令和2年 4月1日 (R1.12.11 追加)
9	ミニデイ運動型	基本チェックリスト	3か月ごとの判定において活用した基本チェックリストはどこに提出するのか。	写しを2部用意し、1部を事業者が保管し、もう1部をいきいき支援センターに状況報告(モニタリング)時に提出し、原本を従来通り地域ケア推進課に提出する。	令和2年 4月1日
10	ミニデイ運動型	基本チェックリスト	事業対象者の更新時にいきいき支援センター等が実施する基本チェックリストと基準緩和型通所サービスの利用期間の更新判定時に事業所が行う基本チェックリストの結果が異なる場合、どちらが有効か。	基準緩和型通所サービスの利用については、事業対象者であることが前提となっており、事業対象者非該当となった場合は、サービス対象者から外れるため、当該サービス及び他のサービスは利用できない。また、引き続き事業対象者となった場合には、事業所が実施する基本チェックリストの結果により当該サービスの更新の可否を判定する。	令和2年 4月1日 (R1.12.11 追加)
11	ミニデイ運動型	更新判定	更新回数の制限はあるのか。	事業対象者相当の心身の状態であれば更新できるので、更新回数の制限はない。	令和2年 4月1日

NO	種別	区分	質問	回答	適用年月日
12	ミニデイ 運動型	更新判定	3か月ごとの判定で更新不可となった場合、事業対象者の判定も非該当となるか。	3か月ごとに実施する基本チェックリストは、利用更新の可否を判定するものであり、事業対象者の判定更新のためではないため、取り消されるものではない。	令和2年 4月1日
13	ミニデイ 運動型	サービス 利用	サービス終了となった場合、当該利用者が利用している他のサービスはどうなるのか。	要支援1、2・事業対象者の認定及び判定が取り消されるものではないため、ミニデイ型・運動型通所サービス以外のサービスは利用できる。	令和2年 4月1日
14	ミニデイ 運動型	サービス 利用	サービス終了となった場合、再利用することはできるか。その場合、6か月あける必要はあるか。	サービスを再利用することは可。 但し、状態の改善により、自立した日常生活に取組むためサービス終了となったことを踏まえ、利用者の心身の状況の変化を十分アセスメントした上でケアマネジメントを必要時実施すること。尚、その際は6か月あける必要はない。	令和2年 4月1日
15	ミニデイ 運動型	サービス 利用	令和元年度中に利用期間が終了し、再度利用したい場合は、次回利用まで6か月間あける必要はあるか。	令和2年4月以降の再利用については、6か月あけなくてよい。 令和2年4月に、サービス対象者であり、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用の必要性が確認され場合は、新たにサービス提供の手続き等を行うことにより利用できる。	令和2年 4月1日
16	ミニデイ 運動型	サービス 利用	初回利用において、サービス利用開始が令和元年度中でサービス終了予定が令和2年度になる場合の利用期間の更新はどうなるのか。	利用開始から3か月経過時に基本チェックリストの活用により、更新判定を行う。その後の手続きについては、QA NO.1「利用期間を更新することはできるのか」と同様。	令和元年 10月30日
17	ミニデイ 運動型	サービス 利用	利用者がサービス利用終了後、自主的・継続的に介護予防に取り組むための支援とは何か。	利用終了後、自主的・継続的に介護予防に取り組めるよう、地域の高齢者サロン、保健センターや福祉会館といった地域資源の紹介や自宅でも実践できる取り組み（ホームエクササイズ等）の紹介をするなど、事業所・いきいき支援センター等関係機関が連携して支援していく。	令和2年 4月1日 (R1.12.11 追加)
18	ミニデイ 運動型	加算	介護予防改善加算の算定の要件は変わるのか。	算定要件は変わらない。 算定可能なサービス提供月数は6か月であるため、終了から起算して直近6か月間について算定する。	令和2年 4月1日 (R1.12.11 修正)
19	運動型	加算	更新後の評価加算の算定はできるか。	更新後も同様にできる。	令和2年 4月1日